

公 告

共通端末機器購入について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成28年1月7日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司

1 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

共通端末機器購入

(詳細は、入札説明書のとおりとします。)

(2) 納入期限

契約締結日から平成28年3月15日まで

(3) 納入場所

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たし、公立大学法人奈良県立医科大学理事長による入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格者で、営業種目がB1の「オフィス用品」に登録されている者であること。
- (4) 別紙仕様書に示した仕様と同等以上の納入実績（過去2年間に国、地方公共団体または独立行政法人と端末100台以上の契約実績）が複数回あることを証明できる者であること。
- (5) 別紙仕様書に示した調達物品等の規格に合格した物品及び数量を納入し得ることを証明できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条

の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12号第1項の規程による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であって、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 競争入札参加の確認の手続き等

- (1) 申請書等の受付および問い合わせ先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部 総務課 情報推進係 杉本・海達

TEL：0744-22-3051（内線）2162

FAX：0744-25-7657

e-mail：ictwork@naramed-u.ac.jp

- (2) 質問の受付期間

平成28年1月7日（木）から平成28年1月13日（水）の午前9時から午後3時まで。

入札説明書及び入札仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（別紙様式6）を作成し、メールで提出してください。なお、質問書を提出する場合は、必ず事前にその旨連絡ください。（電話による質問及び土・日は不可とします。）

質問に対する回答は、その都度全員にメールにて回答する。

- (3) 入札説明会

入札説明会は実施しません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2（4）に掲げる事項を証明する書類を、平成28年1月19日（火）午後3時までに、3（1）の場所に、持参すること。

*調整期日は、平成28年1月22日（金）午後3時までとする。

- (5) 入開札の日時及び場所

平成28年1月29日（金）午前10時

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 大学本部棟3階 小会議室

- (6) 郵便による入札

不可

4 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金

額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

7 契約書作成の要否

要します。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

10 契約の不締結

落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について、次のいずれかに該当する理由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県立医科大学が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

1 1 契約の解除

契約締結後、契約者について10（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 2 その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。